



第4号様式

流市民第1360号
令和4年2月22日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部市民課	指摘	令和3年3月に納入されたハガキについて、令和3年4月に伝票起票し、令和3年度予算で支出していた。規則等に基づく適正な事務執行を求める。	ハガキの購入については、日頃からの在庫管理及び予算執行管理に努め、適切な時期に発注・納品するように努めます。なお、3年度分として執行した伝票については、過年度執行分として科目更正を行いました。
市民生活部市民課	意見	住民基本台帳事務管理事業の切手について、令和3年4月時点で、切手の繰越金額が約12万円あった。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、過度な枚数を保有するがないように、他事業での使用を検討とともに、計画的な購入・使用に努め、適正に管理されたい。	切手の購入については、日頃から使用状況を考慮して計画的に購入し、適正な在庫管理に努めます。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。